

第3章 施策の展開

基本目標I 男女がお互いに認めあい尊重しあう社会づくり

◆現状と課題

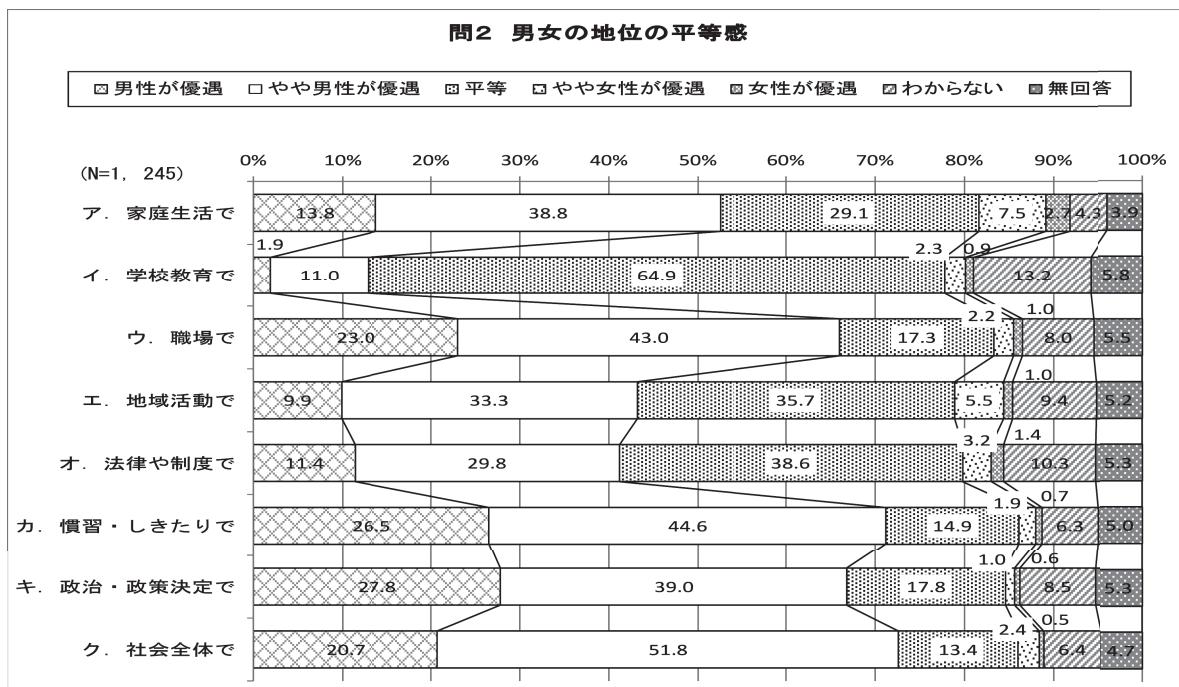
平成11(1999)年に施行された「男女共同参画社会基本法」により、男女共同参画、男女平等の概念が法律により示され、その考え方は大きく前進しました。

しかし、市民意識調査によると「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」といった考え方を代表される、固定的な性別役割分担意識や、男性優位の慣習・社会通念が依然として根強く残っていることがわかります。(図3-1)

男女共同参画社会を実現するためには、こうした概念にとらわれることなく、全ての人が性別に関わりなく、それぞれの人権が尊重される社会づくりが求められます。

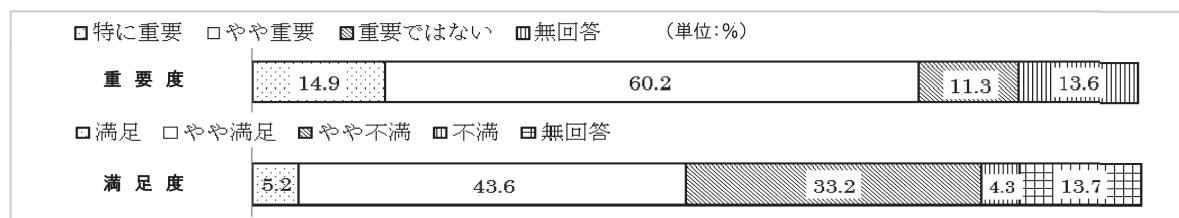
そこで、誰もが自立し充実した生活を送るために、家庭や学校教育、生涯学習など様々な機会をとらえ、幅広い観点から市民に対し積極的に啓発活動や情報提供を行い、男女平等の意識を醸成する必要があります。(図3-2)

◆図3-1 男女の地位の平等感



平成26(2014)年実施 男女共同参画に関する市民意識調査結果

◆図3-2 男女共同参画の啓発



平成26(2014)年実施 総合基本計画市民意識調査結果

施策方針1 男女共同参画への意識づくり

一人ひとりが、人権尊重の理念に対する理解を深めるとともに、固定的な性別役割分担意識に基づく社会制度や慣行の見直しと、男女がともに社会を担う意識づくりを促進します。また、男女共同参画に関する意識啓発については、男女や世代間の考え方の違いを踏まえながら、相互理解が深まるように、教育や家庭生活など幅広い分野において実施します。

特に、男女共同参画社会の実現には、男性の仕事中心の働き方を見直し、家事・育児等の家庭生活への参画が必要であるため、男性自身だけでなく周囲の意識改革につながるよう啓発活動を行います。

基本施策1 意識改革及び社会慣行の見直しの促進

具体的施策		概要	関係課
1	男女共同参画についての学習機会の提供	男女共同参画についての基本情報を提供し、自分らしい生き方をめざすよう支援します。身近な題材をテーマにした啓発講座を開催し、男性の参加を促進します。	男女共同参画センター
2	市民への広報、啓発の充実	刊行物は、性別に基づく固定観念にとらわれない表現とし、広報・ホームページやSNS(*11)を利用してタイムリーな情報発信を行います。	
3	男女共同参画に関する情報の収集と整理・提供	男女共同参画の理解を深めるための関係資料や図書を設置します。 市民意識の実態把握と調査結果を公表します。	

基本施策2 人権が尊重される社会への意識啓発

具体的施策		概要	関係課
1	人権文化の確立	人権文化センターを拠点として、人権教育・啓発活動を促進し、人権課題の解決に向けて取り組みます。 男女が対等なパートナーとして尊重しあうことを考える機会を提供します。	男女共同参画センター 人権施策推進課
2	多様な生き方が尊重される社会への理解の促進	さまざまな機会をとらえ、人権教育・啓発を推進するとともに、相談体制の充実を図ります。	
3	地域や職場における人権学習の機会の提供	地域への出前講座や職場の学習会などを通じて、個人の人権を尊重し、性別に基づく固定観念にとらわれない男女共同参画づくりの学習機会を提供します。	

(*11) SNS (Social Networking Service) :「ソーシャルネットワーキングサービス」は、人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型のウェブサイトのこと。

施策方針2 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

男女共同参画の視点に立った教育を進めるためには、教職員や保護者、地域の住民が男女共同参画について認識を深めるとともに、家庭における教育を充実させるために、子育てに関わる関係機関や地域、学校園が連携を図り、一体となって学びや育ちを支えることが重要です。

学校においては、一人ひとりが自立と思いやりの意識を高め、発達段階に応じ個人の尊厳、男女平等の理解が深まるよう教育・学習の一層の充実を図ります。

また、子どもたちが、固定的な性別役割分担にとらわれずに、自らの生き方、能力、適性を考え、主体的に進路を選択する能力や態度が身につくようキャリア教育(*12)を推進します。



基本施策1 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

具体的施策		概要	関係課
1	発達に応じた教育・学習の推進	乳幼児期からの子どもの発達段階に応じ、命の大切さや人とのつながりの大切さを実感できるよう学習を推進します。	幼児保育課 教育総務課 学校教育課
2	人権教育・学習の推進	自他に対する肯定感、異なる文化や生活習慣など、互いに尊重し認め合う共生の心を育む学習を推進します。 参観日やオープンスクールを活用して、人権教育に関する授業を公開します。	

基本施策2 多様な選択を可能にする指導の充実

具体的施策		概要	関係課
1	主体的で多様な選択を可能にする職業観を育てる教育の推進	ライフプランニングを踏まえた総合的なキャリア教育として、将来の進路や職業、生き方など自立心を養うとともに、「トライやる・ウィーク」など体験学習の機会を提供します。	幼児保育課 学校教育課 教育研究所
2	教職員研修の推進	偏見や固定観念を助長することのないよう、男女平等を推進する教育の内容の充実を図るとともに、人権研修や男女共同参画についての教職員研修を実施します。	

(*12) キャリア教育：児童生徒が将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自らの役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力を育てる教育のこと。

施策方針3 男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進

一人ひとりが自立し充実した生活を送るためには、必要な知識や技能を身につけ、社会参加に必要な学習を行うなど、生涯学習に取り組むことが重要です。

男女がともに、家庭や地域において生涯にわたっていきいきと生活していくために、様々な学習機会が選択でき、学んだ知識・技能を地域で生かして、課題の解決を図ることができる「学び」が生かせるまちづくりを推進します。

また、男性が家事や育児等の家庭生活へ参画できるような学習機会を提供するとともに、地域社会において必要性の高い教育や、地域の活性化をめざした社会貢献のため、地域と大学等の連携による教育環境の整備を支援します。

基本施策1 男性の家庭生活への参画促進 【★重点施策】

具体的施策		概要	関係課
1	男性の家事・育児等の家庭生活への参画を促進	父親の積極的な家庭・子育てへの参画を推進するための講座や、交流の場の提供など、啓発の機会を推進します。	男女共同参画センター こども政策課 育児保健課 幼児保育課 社会教育・スポーツ振興課
2	家庭教育を通じた男女共同参画意識の推進	家庭の教育力向上を図るため、家庭教育大学(*13)の開催や手引書を作成し、親として成長する学びを推進します。	

基本施策2 生涯学習の機会の提供

具体的施策		概要	関係課
1	地域における男女共同参画に関する学習機会の提供	地域活動グループやPTA等に対し、男女共同参画についての出前講座を実施します。 大学等と連携した調査研究や講座を実施します。	男女共同参画センター 人権施策推進課 社会教育・スポーツ振興課
2	社会教育施設を活用した地域の拠点づくりの推進	公民館等の社会教育施設を利用し、地域における教育力を高めるための講座や、社会的課題に対応するための人権学習などの機会を提供します。 生涯学習ハンドブック等により学習機会の情報を提供します。	

◆関連計画等

加古川市人権教育及び人権啓発に関する基本計画

かこがわ教育ビジョン（加古川市教育振興基本計画）

(*13) 家庭教育大学：加古川市内の全ての幼稚園・小学校及び中学校計60校園ごとに、家庭における教育力向上のため、地域の特色を生かしつつ家庭教育についての学習を展開する事業のことで、加古川市PTA連合会に委託して実施している。

◆成果指標と目標値

成果指標	現 状	目標値 (平成32年度)
社会全体における男女の地位の平等感 「男女平等」と回答する市民の割合	13.4% (平成26年市民意識調査)	30%
男女共同参画の啓発に関して満足している 市民の割合	48.8% (平成26年総合基本計画市民意識調査)	52%
男女共同参画啓発セミナーにおける 男性参加者の割合	25.2% (平成26年度)	30%

